



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

取引適正化をめぐる最新動向

令和 8 年 3 月 2 4 日
公正取引委員会企業取引課

- 1. 取適法施行後の状況について**
- 2. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について**
- 3. 更なる取引適正化に向けて**

1. 取適法施行後の状況について

2. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について

3. 更なる取引適正化に向けて

規制の見直し

- ① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）**
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加
- ② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）**
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設
- ③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当**
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止
- ④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）**
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止
- ⑤ 面的執行の強化**
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
通称：下請法	略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金

法目的	中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護													
適用対象	①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引													
①取引の内容	製造委託 修理委託 情報成果物作成委託 (プログラム) 役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理) 特定運送委託													
②規模要件	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">委託事業者</td> <td>資本金3億超</td> <td rowspan="3">→</td> <td rowspan="3">中小受託事業者</td> <td>資本金3億以下 (個人含む)</td> </tr> <tr> <td>資本金1千万超3億以下</td> <td>資本金1千万以下 (個人含む)</td> </tr> <tr> <td>常時使用する従業員300人超</td> <td>常時使用する従業員300人以下 (個人含む)</td> </tr> </table>	委託事業者	資本金3億超	→	中小受託事業者	資本金3億以下 (個人含む)	資本金1千万超3億以下	資本金1千万以下 (個人含む)	常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下 (個人含む)				
委託事業者	資本金3億超		→			中小受託事業者	資本金3億以下 (個人含む)							
	資本金1千万超3億以下						資本金1千万以下 (個人含む)							
	常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下 (個人含む)												
①取引の内容	情報成果物作成委託 (プログラム除く) 役務提供委託 (運送・倉庫保管・情報処理除く)													
②規模要件	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">委託事業者</td> <td>資本金5千万超</td> <td rowspan="3">→</td> <td rowspan="3">中小受託事業者</td> <td>資本金5千万以下 (個人含む)</td> </tr> <tr> <td>資本金1千万超5千万以下</td> <td>資本金1千万以下 (個人含む)</td> </tr> <tr> <td>常時使用する従業員100人超</td> <td>常時使用する従業員100人以下 (個人含む)</td> </tr> </table>	委託事業者	資本金5千万超	→	中小受託事業者	資本金5千万以下 (個人含む)	資本金1千万超5千万以下	資本金1千万以下 (個人含む)	常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下 (個人含む)				
委託事業者	資本金5千万超		→			中小受託事業者	資本金5千万以下 (個人含む)							
	資本金1千万超5千万以下						資本金1千万以下 (個人含む)							
	常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下 (個人含む)												
義務	<table border="1"> <tr> <td>発注内容を明示する義務 (発注書の交付)</td> </tr> <tr> <td>取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)</td> </tr> <tr> <td>支払期日 (受領後60日以内) を定める義務</td> </tr> <tr> <td>遅延利息 (14.6%) の支払義務</td> </tr> </table>		発注内容を明示する義務 (発注書の交付)	取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)	支払期日 (受領後60日以内) を定める義務	遅延利息 (14.6%) の支払義務								
発注内容を明示する義務 (発注書の交付)														
取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)														
支払期日 (受領後60日以内) を定める義務														
遅延利息 (14.6%) の支払義務														
禁止行為	<table border="1"> <tr> <td>受領拒否</td> <td>報復措置</td> </tr> <tr> <td>支払遅延 (手形払等の禁止)</td> <td>有償支給原材料等の対価の早期決済</td> </tr> <tr> <td>減額</td> <td>割引困難な手形の交付</td> </tr> <tr> <td>返品</td> <td>不当な経済上の利益提供要請</td> </tr> <tr> <td>買ったたき</td> <td>不当な給付内容の変更・やり直し</td> </tr> <tr> <td>購入・利用強制</td> <td>協議に応じない一方的な代金決定</td> </tr> </table>		受領拒否	報復措置	支払遅延 (手形払等の禁止)	有償支給原材料等の対価の早期決済	減額	割引困難な手形の交付	返品	不当な経済上の利益提供要請	買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し	購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定
受領拒否	報復措置													
支払遅延 (手形払等の禁止)	有償支給原材料等の対価の早期決済													
減額	割引困難な手形の交付													
返品	不当な経済上の利益提供要請													
買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し													
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定													
措置	公取委による勧告、公取委・中企庁・ 事業所管大臣 による指導・助言													

※赤色は改正内容

取適法の広報について

【全国47都道府県における事業者向け説明会】

令和7年8月21日～

- ・ 令和8年1月1日に施行した取適法の周知のため、全国47都道府県での説明会、関係省庁と連携した業種別説明会、業界団体向け説明会を実施。



【中小事業者団体向けのプッシュ型広報・広聴企画の開催】

- ・ 「取引改善のススメ」をテーマとして、受託事業者に労務費転嫁指針等の積極的な活用を促すための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【取適法の周知動画（桃太郎動画）】

令和7年11月7日に

公正取引委員会ウェブサイトの特設ページ等で公開

- ・ 各種媒体で周知動画の放映
(例：特設ページ、電車内広告、テレビCM等)
- ・ ウェブ広告、SNSの活用



【実務に役立つ具体例の紹介】

- ・ 取適法テキスト(令和7年11月28日に公正取引委員会ウェブサイトで公表)等により具体例を紹介

【取適法個別相談会】

- ・ よろず支援拠点等と連携し、取適法についての個別相談会を全国各地で実施

取適法の施行の効果に対する事業者からの声①

事業者へのヒアリングを基に公取委・中企庁作成

○ 手形払等の禁止

- 令和8年1月の支払から、急に現金（振込）に変わったところが多く、**当社の資金繰りには余裕が生じた。**（近畿）
- 取適法に該当する取引も該当しない取引も、現金での取引となった。**これは、取適法への対応がされた結果かと理解している。（中国）
- 当社の場合、中小受託取引については全額現金で支払いを受けることができる。**計画的に代金が回収できるようになり経営計画を立てやすくなるので、大変ありがたい。**（四国）
- 手形払いのように受け取ってから現金化するまでに期間を要すことなく、**納入後60日以内の短期間で現金を回収できるため、資金繰りが改善でき、手元資金に余裕ができるだろう。**（四国）
- 当社は、従前は資金繰りのために、手形や電子記録債権の割引手数料を支払って満期前に割り引くことがあった。以前の金利が安い頃であれば、割引手数料も少額であったが、**金利の上昇により割引手数料を負担に感じていたため、60日以内に代金が満額手に入るのは資金繰り改善につながり大変ありがたい。**（四国）

○ 振込手数料

- 最近では、下請法の改正を見越して**振込手数料を負担してくれる発注者が増えてきており、法改正の影響を強く感じているところである。**（中部）
- 振込手数料についても、**全て先方負担となっており、少額ではあるが、非常に助かっている。**（中国）
- 振込手数料についても以前は当社負担というものもあったが、**現在は発注者負担となっている。**このあたりは、**発注者の取適法への対応の結果ということだと思う。**（中国）

取適法の施行の効果に対する事業者からの声②

○ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

- 今は商品の価格交渉を求めれば、どこも門前払いはせず、**一昔前とは比べものにならないくらい**のスピード感で価格協議に対応してくれている。(東北)
- **価格協議に応じない姿勢の会社はほとんどいなくなり**、価格協議自体には応じてくれるようになった。(関東)
- 客先に協議を求めても拒否されるというケースはなくなった。エビデンスに基づき協議を求めれば、話を聞いてもらえる。(関東)
- 発注者側が、**協議に応じない、説明せずに一方的に代金を決定するという事例は出ていない**。値上げを引き延ばされるということもない。(関東)
- **発注者側に最近、「価格転嫁交渉窓口」が新設された**。これは、受注側との価格交渉を相当意識した取組と評価している。(関東)
- **発注者側から、取引価格が適正か否かの声かけがあったおかげで価格交渉が進み**、自社の提示価格を満額で認めてもらった。(中国)

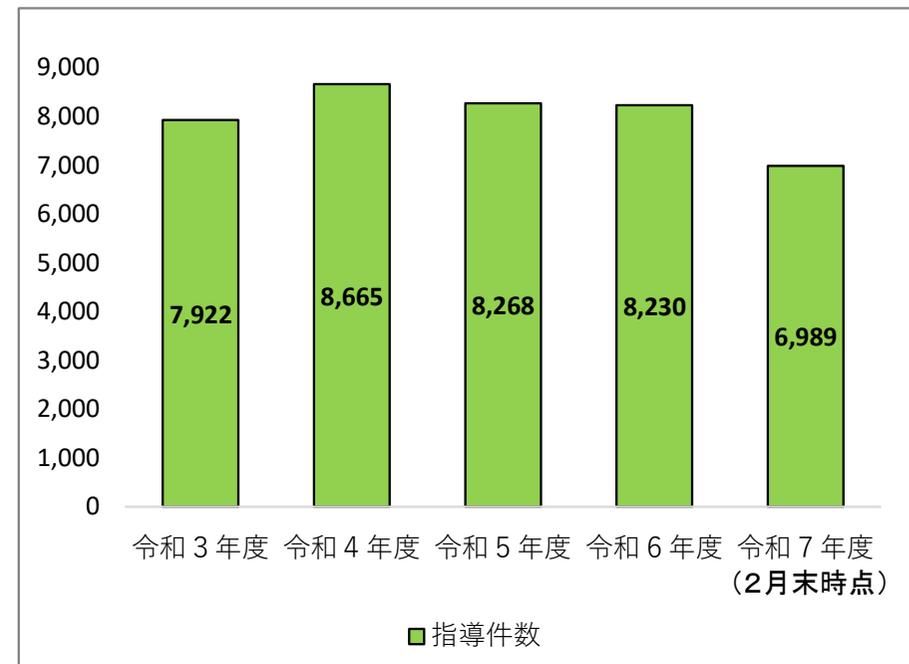
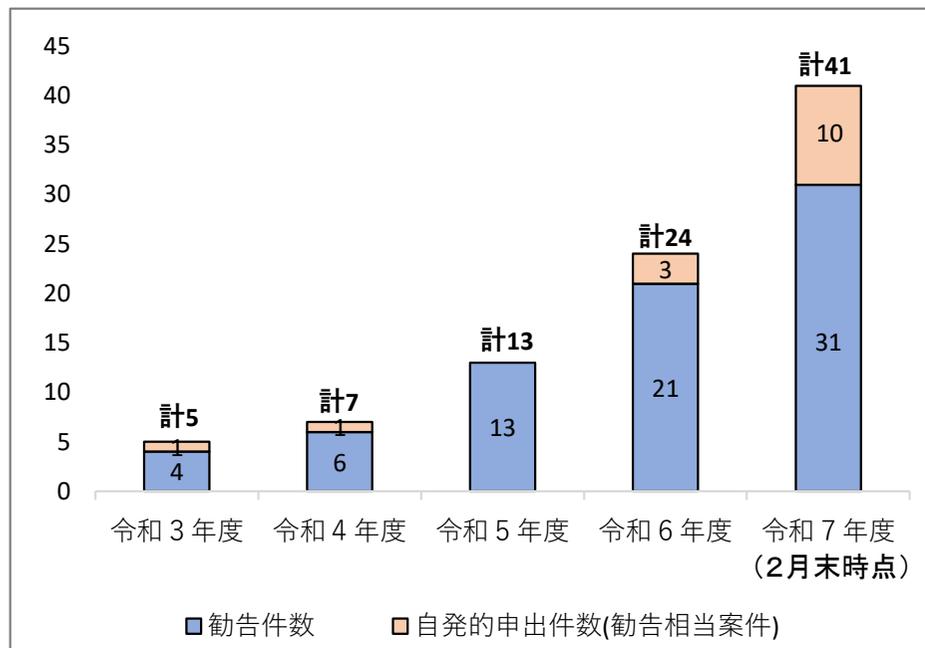
○ その他

- 運送業界は、国土交通省が所管省庁であり、これまでは国土交通省の方を向いて仕事をしてきた。3～4年前から様々な省庁が施策に取り組み始め、公取委においても企業取引研究会を開催し、相当踏み込んだ報告書が出来上がり、**荷主と元請運送事業者間の運送委託取引も取適法の適用対象に加えられることとなった**。ありがたい話である。**荷主にとっては公取委と労基署が怖い存在である**。公取委は、荷主に対して、**効果的な施策を打ち出せる役所なので**、今後とも、運送業界に対する指導をお願いしたい。(関東)

取適法違反被疑事件の処理状況

令和6年度においては、勧告21件及び指導8,230件の措置を講じている。
また、令和7年度（4月～2月）においては、勧告31及び指導6,989件の措置を講じている。

図 取適法違反被疑事件の処理件数の推移 [単位：件]



令和7年度取適法勧告一覧（2月末時点）

勧告日	件名	中小企業庁長官による措置請求案件	勧告日	件名	中小企業庁長官による措置請求案件
4月17日	株式会社コロナに対する件		10月9日	リョーノーファクトリー株式会社に対する件	
4月21日	佐藤商事株式会社に対する件		10月31日	トヨタ自動車東日本株式会社に対する件	
4月24日	カヤバ株式会社に対する件		11月13日	三菱ふそうトラック・バス株式会社に対する件	○
4月24日	株式会社スズキ自販大分に対する件		11月13日	株式会社日幸電機製作所に対する件	○
5月9日	井関農機株式会社に対する件		11月27日	福岡ダイハツ販売株式会社に対する件	
5月13日	日精樹脂工業株式会社に対する件		12月4日	南日本運輸倉庫株式会社に対する件	
7月15日	S M K株式会社に対する件		12月8日	株式会社スニックに対する件	○
7月16日	いづみ工業株式会社に対する件		12月11日	杉本電機産業株式会社に対する件	
7月24日	不二サッシ株式会社に対する件		12月12日	センコー株式会社に対する件	
7月29日	美里工業株式会社に対する件		12月16日	株式会社マキタに対する件	○
8月7日	岩機ダイカスト工業株式会社に対する件		12月24日	東洋電装株式会社に対する件	
9月8日	株式会社ヨドバシカメラに対する件	○	1月15日	東芝産業機器システム株式会社に対する件	
9月17日	株式会社シマノに対する件	○	1月15日	東芝ホクト電子株式会社に対する件	
9月19日	株式会社ジェイテクトに対する件		2月2日	株式会社長登屋に対する件	
9月29日	株式会社O l y m p i cに対する件		2月20日	日産東京販売株式会社に対する件	
			2月24日	株式会社ティラドに対する件	○

取適法の執行連携の取組

1 概要

- 取引適正化を進めるためには、**実効性のある規制強化とともに、法執行の強化が不可欠**であり、政府一丸となって**面的執行を強化**していく必要がある。
- 令和8年1月1日に施行される取適法では、公正取引委員会及び中小企業庁に加えて、**事業所管省庁も取適法に基づく指導・助言が可能**となった。
- 取適法執行のノウハウを有する公正取引委員会が、事業所管省庁に対して、主導的に法執行の連携を図り、**「執行連携」**を推進。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

「下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、（略）中小企業庁・業所管官庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。」

2 具体的な取組

関係省庁連絡会議

執行業務のノウハウの共有などを行い、事業所管省庁との連携を図るための関係省庁連絡会議を開催（第1回：令和7年10月）

事業所管省庁向け研修

事業所管省庁において取適法執行の実務を担う職員向けに、取適法の執行業務のノウハウを盛り込んだ**マニュアルを配布**し、取適法施行までに、対面（2回）及び録画配信により集中的に研修を実施

個別の事業所管省庁との連携

取適法施行に向けて、国土交通省をはじめとした事業所管省庁と**周知広報**でも連携した取組を実施（例：国土交通省との合同荷主パトロール等）

1. 取適法施行後の状況について

2. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について

3. 更なる取引適正化に向けて

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）

概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例を記載。
- ✓ 行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記。

発注者・受注者として採るべき行動／求められる行動

★発注者として採るべき行動／求められる行動

- ①経営トップの関与
- ②定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じ考え方を提案すること

★受注者として採るべき行動／求められる行動

- ⑦相談窓口の活用
- ⑧根拠とする資料
- ⑨値上げ要請のタイミング
- ⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ⑪定期的なコミュニケーション
- ⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

- 業所管省庁を通じて、業所管団体（1,873団体）に周知。
- 総理からも行動指針の順守を要請、関係省庁連絡会議にてフォローアップを行う旨、発言。
（政労使の意見交換 令和6年1月22日）

経済財政運営と改革の基本方針2025（抜粋）（2025年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。

「強い経済」を実現する総合経済対策（抜粋）（2025年11月21日閣議決定）

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

（2）価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資

（価格転嫁対策の徹底・取引適正化の推進）

中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資の確保に資するべく、価格転嫁・取引適正化の徹底を図る。2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知広報を徹底するとともに、同法を厳正に執行する。また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を改正する。

価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

(1) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月）

労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの12の行動指針

- <指針の内容> ✓取組方針を経営トップまで上げて決定 ✓発注者側からの定期的な協議の実施
✓価格交渉の際、公表資料を用いること 等

(2) 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和7年6月～12月）【12月15日結果公表】

- 令和6年度に引き続き、**価格転嫁や労務費転嫁指針の取組状況等に係る調査を実施**
 - ✓ **12万名を超える事業者**を対象に実施
 - ✓ コストに占める労務費の割合が高い、労務費の転嫁率が低いといった、**特に対応が必要な業種**に対して重点的に調査票を送付
 - ✓ 書面調査の結果に基づき、価格転嫁を妨げていること等が疑われる**事業者462名に全都道府県で立入調査を実施**
- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者4,334名及び労務費転嫁指針上の独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった9,747名に、注意喚起文書を送付**
- 労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向にある。**

明らかとなった主な課題

価格転嫁に係る各指標は、**サプライチェーンの段階を遡るほど低くなる。**
⇒ **中小企業間の取引等、サプライチェーン深層の価格転嫁が十分に進んでいないことが伺われる。**

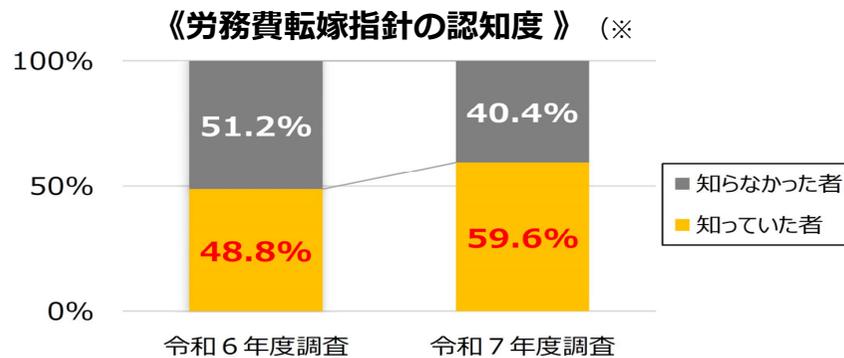
(3) 今後の取組

- 前年度の結果を踏まえた、**価格転嫁円滑化の取組に関する調査の継続実施**
- 労務費転嫁指針及び独占禁止法Q&Aの**普及・啓発**
- 優越的地位の濫用行為等に対する**厳正な法執行**
- 下請法を改正した**取適法（令和8年1月施行）の周知等**

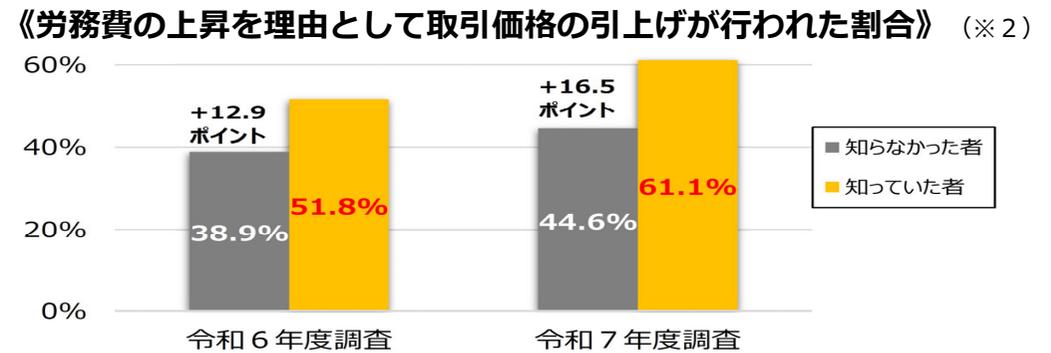
令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果

- ✓ **労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが道半ば**。他方、**労務費転嫁指針を知っている事業者の方が**、価格交渉において、**労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向**に変わりはない。
- ✓ **発注者の立場として**、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、**全ての商品・サービスについて価格協議をした割合が60%強**となっており、**労務費に係る価格協議は進展**している。

① 労務費転嫁指針のフォローアップ

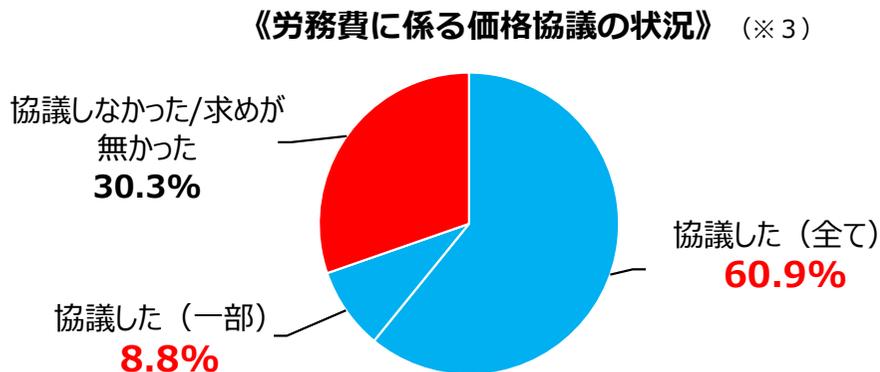


(※1) **発注者・受注者**の立場を問わず、指針について「知っていた」か否かの割合。都道府県別にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。



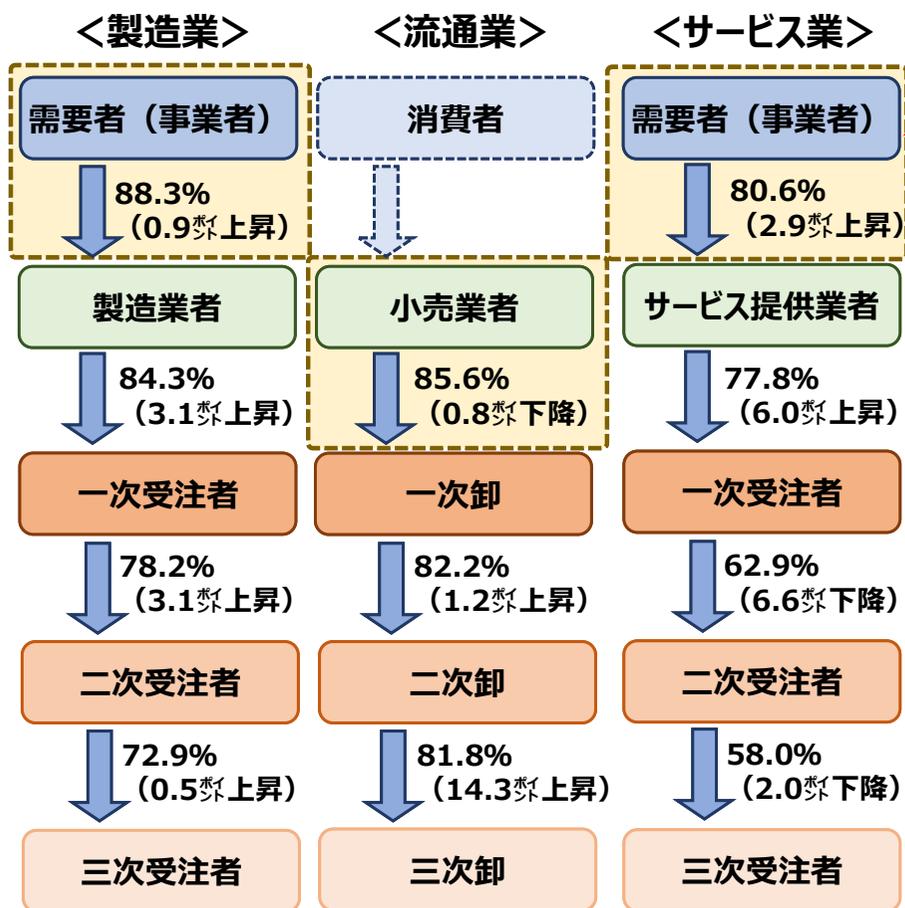
(※2) **受注者**の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

② 価格協議の状況



(※3) **発注者**の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は60.9% (一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると69.7%)

引上げ品目率(注)が7割以上の受注者の割合



事業者間の最初の取引段階ではいずれも80%超

改善された点

- 令和6年度調査と比較して、製造業、流通業では各サプライチェーンの各取引段階で、引上げ品目率がおおむね緩やかに上昇。

課題

- 引き続き、各サプライチェーンの一次受注者、二次受注者と段階を遡るほど、引上げ品目率は低い傾向にある。

特にサービス業において、一次受注者以降、引上げ品目率が低い傾向にある。

(注) 要請した商品・サービスの数に対して取引価格が引き上げられた商品・サービスの数の割合。

《要請受諾率》

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査	令和7年度調査
労務費	45.1%	62.4%	67.4% (5.0%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5%	72.8% (3.3%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9%	69.0% (3.1%上昇)

《サプライチェーンの段階別の要請受諾率》

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
需要者 ⇒ 製造業者等	68.9%	72.8%	70.8%
製造業者等 ⇒ 一次受注者	67.4%	73.3%	69.4%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	62.3%	71.4%	65.1%
二次受注者 ⇒ 三次受注者	56.6%	67.3%	58.5%

業種別・サプライチェーンの段階別の要請受諾率

（製造業）

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
需要者 ⇒ 製造業者	71.7%	75.0%	73.0%
製造業者 ⇒ 一次受注者	69.7%	76.9%	72.6%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	64.8%	74.0%	67.2%
二次受注者 ⇒ 三次受注者	58.1%	69.9%	60.5%

（サービス業）

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
需要者 ⇒ サービス提供者	65.7%	69.1%	67.7%
サービス提供事業者 ⇒ 一次受注者	62.2%	63.4%	60.7%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	54.2%	54.1%	51.7%
二次受注者 ⇒ 三次受注者	45.3%	41.8%	38.3%

（流通業）

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
小売業者 ⇒ 一次卸	69.7%	75.0%	70.9%
一次卸 ⇒ 二次卸	63.4%	76.2%	68.0%
二次卸 ⇒ 三次卸	63.3%	72.6%	68.1%

（注）この要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際のコストの上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

改正の きっかけ

- ✓ 令和7年5月の下請法改正（法律名も「取適法」に変更。令和8年1月施行。）により、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されることから、同改正に対応する必要がある。
- ✓ 指針策定以降に公正取引委員会が実施した令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、事業者にとって参考となる事例（グッドプラクティス）を追記する必要がある。

改正のポイント

- 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- 令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
 - ・ 注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
 - ・ 受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
 - ・ 受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
 - ・ 取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと**。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処**していく。

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

追加した主な取組事例

★発注者として採るべき行動／求められる行動

① 経営トップの関与

- ・ パートナーシップ構築宣言を、労務費転嫁指針を踏まえた内容に改定するとともに、その内容を全受注者に一斉に通知した。【はん用機械器具製造業】

② 定期的な協議の実施

- ・ 毎年4月及び5月を、価格転嫁交渉を集中的に実施する月間と定め、価格転嫁交渉を網羅的に一斉に実施することとしている。当該月間を設定する以前は、各受注者との契約書上、契約の自動更新条項が設定されていたが、契約更新時に業務委託先との価格転嫁に係る協議を徹底するため、この条項は設定しないこととした。【放送業】

③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

- ・ 転嫁を要請された労務費の上昇分について、公的指標に照らして要請額が低いと思われる事業者については、公的指標に基づく労務費上昇分まで転嫁を受け入れている。【生産用機械器具製造業】

④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

- ・ 受注者に工事全体の施工業者を確認できる資料を提出してもらい、受注者の取引先を業務ごとに把握している。さらに、受注者からその取引先への価格転嫁の状況についても確認しており、サプライチェーン全体で価格転嫁がなされるよう配慮している。【総合工事業】
- ・ 受注者だけでなく、その先の取引先についても、コストに影響するドライバー数等の実態を把握している。受注者に対しては、取引価格に、その先の取引先の値上げ分が含まれているかを確認した上で、要請額が妥当と判断すれば、当該値上げ分を含めた取引価格を受け入れている。【道路貨物運送業】

⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

- ・ 受注者から、制作の過程で、当初予定から委託作業工数が増える場合や、作業難度が高くなることによる取引価格の引上げ要請があれば、必ず速やかに受注者と協議の場を持つこととしている。【情報サービス業】

⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

- ・ 協議用のフォーマットをあらかじめ受注者と共有しており、受注者が労務費転嫁を言い出しにくい場合は、この用紙に記載して提示していただくこととしている。【映像・音声・文字情報制作業】

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）④

取引先と価格交渉を行うための準備として価格転嫁ツールを積極的に活用することが有効(以下は埼玉県の「価格交渉支援ツール」の例)

- 価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成できるツールを開発(令和5年2月)
- 日銀や厚生労働省のデータを基にしているため、全国で利用可能(34道府県から埼玉県ウェブサイトへリンク)
- 令和7年2月に労務費データを追加する等、随時機能を更新

1,422品目の値動きを表示！ 価格交渉支援ツール

✓ 価格交渉を行う際、エビデンス資料として活用できる
✓ 埼玉県HPから無料でダウンロード可能

✓ ツールの活用方法

- ① 「価格交渉支援ツール」をダウンロード
- ② 「価格交渉支援ツール」を起動
- ③ 「業種」等を選択
- ④ 主要品目の価格上昇率等が表示
- ⑤ 資料を印刷し、価格交渉の場で活用
- ⑥ 適切な価格転嫁を実現

埼玉県 価格交渉支援ツール

価格交渉支援ツール 資料イメージ

主要原材料費等の推移

毎月中旬に基礎データを更新

毎月中旬に基礎データを更新
【掲載データの最新月】

国内企業物価指数	前月
輸入物価指数	前月
企業向けサービス価格指数	前々月
毎月統計労務調査	前々月

1,422品目から選択可能
両面印刷で最大10品目表示

日銀の各種指数や厚生労働省の毎月勤労統計調査を基礎データとして使用
国の基礎データから、県が分かりやすく増減率を算出

お問い合わせ 埼玉県産業労働部産業労働政策課 048-830-3702

食料品製造業 令和7年12月 現在

主要原材料費等の推移

✓ 本資料は、国の公式データ（日銀の企業物価指数等）を基に、埼玉県が主要原材料費等の推移をグラフにまとめたものです
✓ 価格交渉の際のエビデンス資料として御利用ください

令和2年1月 からの増減

米

134.8% ↑ P
#NAME?

砂糖

37.0% ↑ P
#NAME?

動植物油脂

45.5% ↑ P
#NAME?

調味料

19.3% ↑ P
#NAME?

注記
「国内企業物価指数(令和2年基準)」、「輸入物価指数(令和2年基準)」、「企業向けサービス価格指数(令和2年基準)」(いずれも日本銀行発表)を使用(令和2年平均=100)。支出は速報値。増減率は先月より算出。「輸入物価指数」については、価格の単位は「輸入」の表記が示す。

基本設定

基本情報を選択してください

期間指定(開始時期) **令和2年(2020)1月** プルダウン選択

参考業種 直接クリック

建設業	繊維・衣服等卸売業
食料品製造業	飲食品卸売業
繊維工業	建築材料等卸売業※2
印刷・関連運業	機械器具卸売業
プラスチック製品製造※1	飲食店
金属製品製造業	廃棄物処理業
生産用機械器具製造業	不動産賃貸業・管理業
輸送用機械器具製造業	物品賃貸業
道路貨物運送業	情報サービス業

※1 「プラスチック製品製造」は「プラスチック製品製造業」を指す
※2 「建築材料等卸売業」は「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」を指す

業種名(最大10文字) 自由入力

食料品製造業

グラフ表示 グラフ表示 グラフ表示品目等

グラフ1	米
グラフ2	砂糖
グラフ3	動植物油脂
グラフ4	調味料
グラフ5	原乳
グラフ6	鶏肉
グラフ7	食肉
グラフ8	事業用電力
グラフ9	道路貨物輸送
グラフ10	人件費

グラフ1は「個別分析」シートで詳細な分析ができます。グラフ1の品目を入れ替えたい場合は、「詳細設定」シートで変更ができます。

★印刷をしたい場合
プレビューを確認し、チラシ下部が一部切れてしまう場合は、「ページ設定」→「拡大/縮小」で縮小して調整してください

★品目を入れ替えたい場合
品目を調整する場合は、「詳細設定」シートを選択

価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

（発注者） 御中

○年○月○日

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

(例)				
材料・品番	単価	数量	金額	(備考) 旧単価(円) / 単価上昇率(%)
.....				
小計			円	

**原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成。
<記載上の留意事項>
労務費においては、自社だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。**

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

(例)					
	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	(備考) 単価 上昇率(%)
電気代					
.....					
小計			円		

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

(例1)				
改定前の 労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額	
円	円	%	円	円

(例2)			
現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円/人・日	人・日	%	円

小計 円

4 その他

(例) 設備償却費、保管料、輸送費、外注費（※仕入れ先の労務費等も含む）等
小計 円



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH

サイト内検索

ホーム 公正取引委員会について 報道発表 独占禁止法 下請法（取適法） フリーランス法 スマホソフトウェア競争促進法 CPRC（競争政策研究センター） 相談・申告・情報提供・手続等窓口

ホーム > 取引適正化に向けた公正取引委員会の取組 > 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る取組

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る取組

持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。その取引環境の整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）を策定しています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（本文）
- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（PDF） (787 KB)
- 別添（価格交渉の申込み様式（例）） (27 KB)**
- 説明資料 (725 KB)
- (令和5年11月29日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に関する動画





https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html

1. 取適法施行後の状況について
2. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について
3. 更なる取引適正化に向けて

開催趣旨

- 令和6年7月から12月にかけて開催された「企業取引研究会」の報告書を受け、価格転嫁・取引適正化を進めるための環境整備に向けた検討が進められ、令和7年5月に下請法・下請振興法の改正法が成立した。
- 一方、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくためには、**取適法（改正下請法）の対象となる取引に限らず、実効的な取組を進める必要**があることから、令和7年7月より企業取引研究会を再度開催し、研究会報告書において示された課題に対して、**優越的地位の濫用規制の在り方**を中心に議論を進めている。
- 令和7年11月時点で3回開催。今後第4回を開催し対応案の議論を予定。

構成員

【委員】

海内 美和	海内工業株式会社 代表取締役社長
魚住 康博	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
及川 勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
岡室 博之	駒澤大学経済学部 教授
加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
(座長) 神田 秀樹	東京大学 名誉教授
郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 純	帝人株式会社 シニア・アドバイザー、 経済同友会 副代表幹事
高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
多田 英明	東洋大学 副学長 法学部 教授
中島 宏	関西経済連合会 理事 経済調査部長
仁平 章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法 共同事業 パートナー弁護士
廣田 実	全国商工会連合会 産業政策部長
松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
松本 憲治	日本商工会議所 中小企業振興部長
若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授
渡辺 努	東京大学 名誉教授
渡邊 弘子	富士電子工業株式会社 代表取締役 (五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

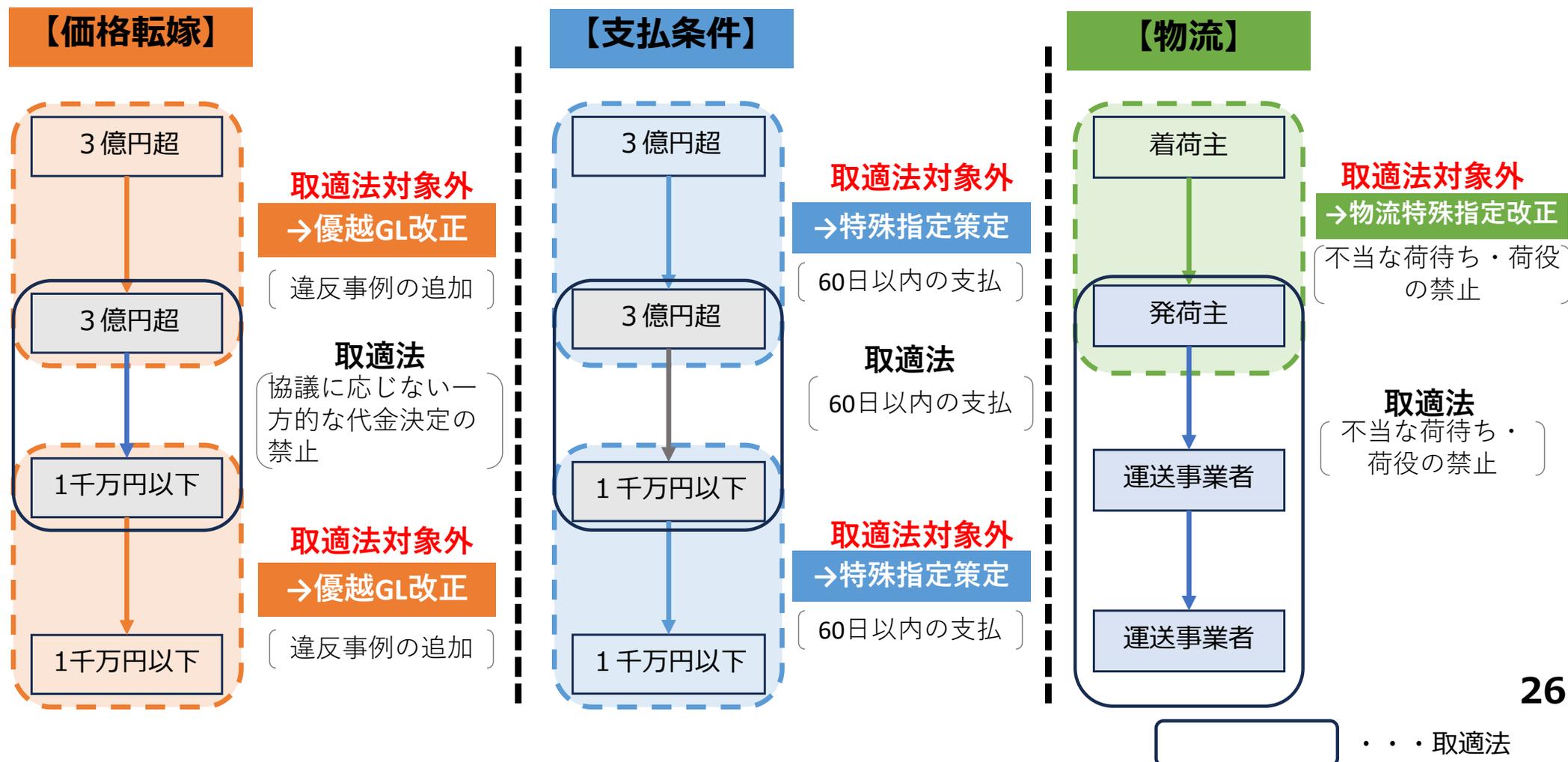
金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

議題

1. サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備
2. サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）
3. 物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応（着荷主規制）
4. 知的財産・ノウハウ・データの取引適正化（知的財産取引適正化ワーキンググループ）

サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた課題（全体像）

- 適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、**サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠。**
- そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、**に向けて優越的地位の濫用に対する規制を整備。**



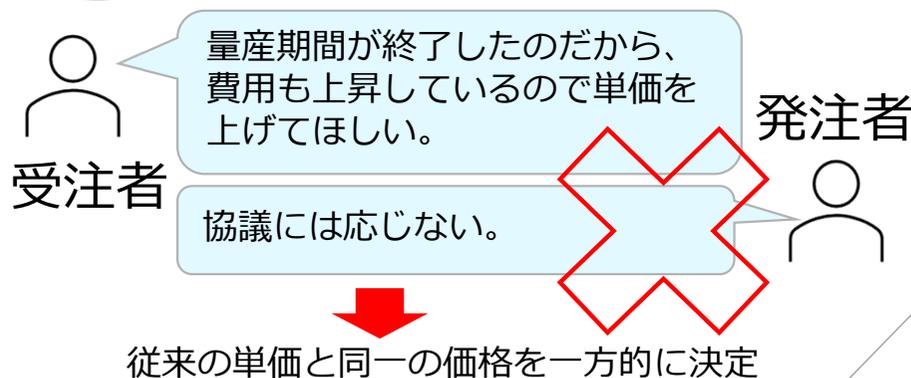
サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備

解決の方向性（案）

- 対価の決定方法について、協議の有無に加え、実効的な価格協議が行われたかどうかを考慮要素となることを明確にすべく、優越ガイドラインの「取引の対価の一方的決定」の「想定例」において、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合を追記し、独占禁止法上問題となる行為を明らかにする。

具体化

【協議に応じない一方的な代金決定】



交渉プロセスに着目した規定を具体化

実効的な価格協議が行われたかどうか、濫用行為の判断に当たって考慮要素となることを明確にするため、以下のような想定例を追加。

- (1) 拒否等（拒否、無視など）により協議に応じない例
- (2) 取引の打ち切り等の示唆により協議を行わない例
- (3) 協議の求めがあった事項について説明又は情報提供をしない例

- 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越ガイドライン）（抜粋）

第4 優越的地位の濫用となる行為類型

3 独占禁止法第2条第9項第5号ハ

(5) その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等

ア 取引の対価の一方的決定

(ア) 取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。

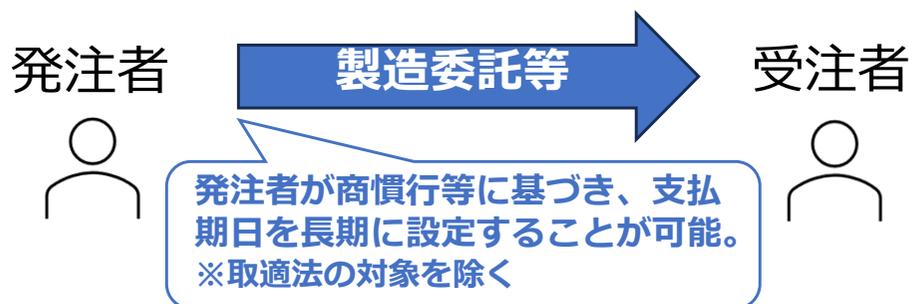
この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離（かいり）の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断する。

サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）

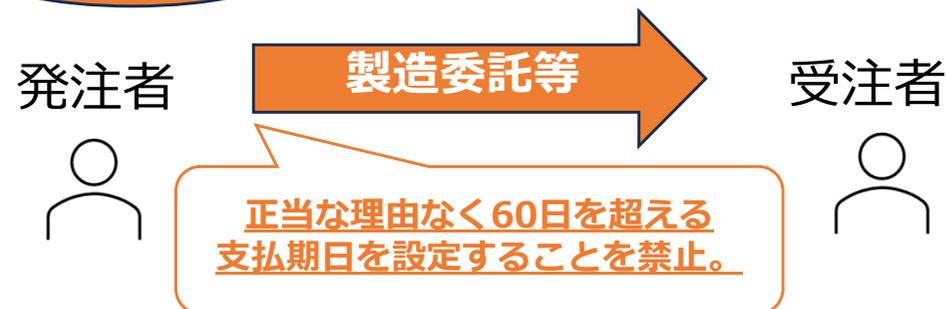
解決の方向性（案）

- サプライチェーン全体において、支払期日が適切に設定されるような環境を整備するため、**「製造委託等」の取引を対象に、支払期日に係る具体的な基準を定める独占禁止法上の告示（特殊指定）を新たに策定する。**

現状



施行後



新たな特殊指定の概要（案）

適用対象

- 製造委託等をした発注者の行為に適用される。
※「製造委託等」とは、取適法に規定する製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託をいう。
※発注者・受注者に関して規模基準（資本金基準及び従業員基準）は設けない。
ただし、その取引上の地位が当該発注者に対して劣っていないと認められる者に対する行為を除く。
取引上の地位の優劣の判断は、受注者の発注者に対する取引依存度、発注者の市場における地位等を総合的に考慮。

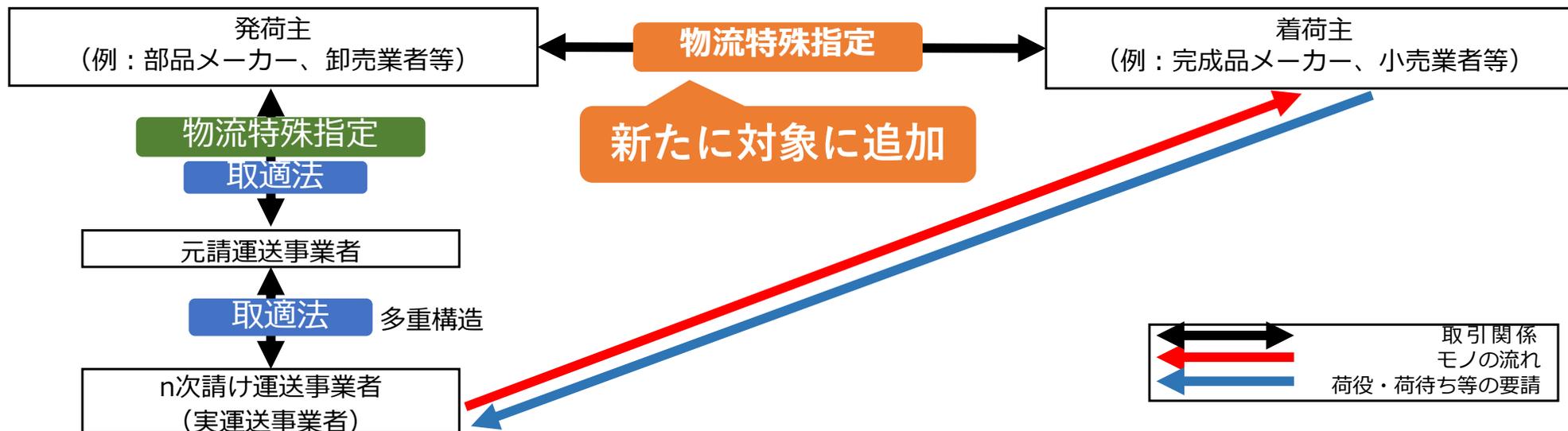
禁止行為

- 正当な理由がある場合を除き、給付を受領した日から起算して60日の期間経過後なお代金を支払わないこと（支払遅延）を禁止。
※「正当な理由がある場合」とは、例えば、受注者の責めに帰すべき理由がある場合や、合理的な理由に基づき60日を超える支払期日に係る条件が合意された場合等が挙げられる。

物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応（着荷主規制）

解決の方向性（案）

- 物流分野におけるサプライチェーン全体の取引適正化の観点から、**現行の物流特殊指定の対象を拡大し、着荷主による発荷主に対する特定の行為（契約外の荷待ち等を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為）を新たに物流特殊指定の対象にする。**



物流特殊指定改正の概要（案）

適用対象

- 事業者規模（資本金・従業員）が一定を超える着荷主（又は取引上優越した地位にある着荷主）であって、事業者規模が一定を下回る発荷主（又は取引上の地位が劣っている発荷主）との間で継続的な取引（物品の販売、製造請負、修理、情報成果物の作成請負）の相手方としてその物品の引渡しを受けるもの

禁止行為

- 着荷主が、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為
 - ① 不当な運送の役務以外の役務その他の経済上の利益提供要請（附帯業務等）
 - ② 不当な運送の変更及びやり直し（荷待ち・やり直し等）

その他

- 現行の物流特殊指定に取適法での改正点を反映（従業員基準の追加、手形払等の禁止・協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の追加等）

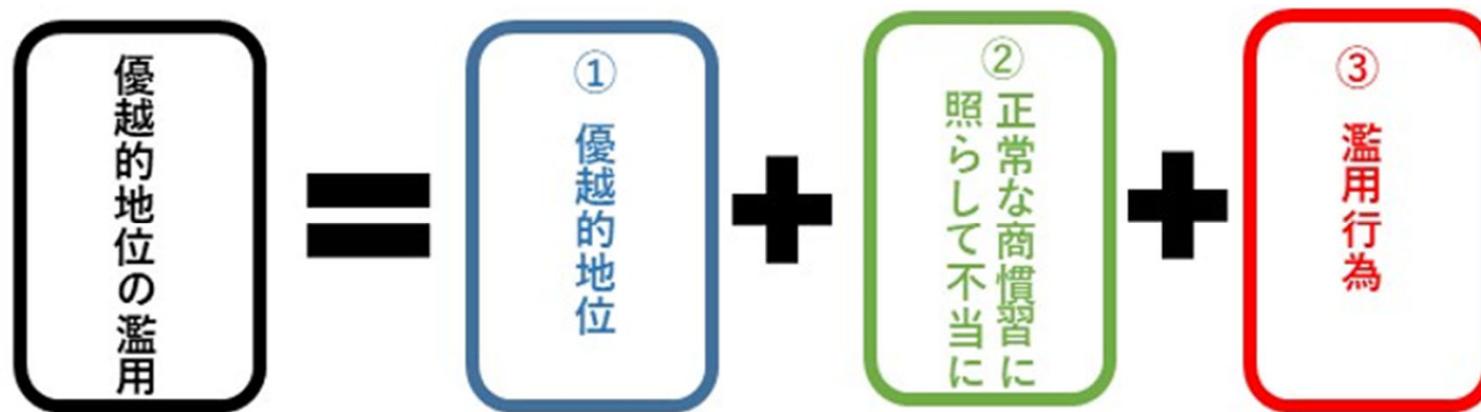
独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引が規制対象）。

【規制趣旨】

優越的地位の濫用は、

- ・取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- ・取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

→ **公正な競争を阻害するおそれ**



○ 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）

- ・法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を高めるため作成
- ・全ての業種が対象
- ・過去の事例を基に「具体例」を、また、行為類型ごとに「想定例」を記載

【参考②】 特殊指定について

- ・ **特殊指定とは、特定の事業分野の実情に即して、その事業分野において行われる可能性のある不公正な取引方法の類型を具体的に定め、独禁法第2条第9項第6号に規定する「不公正な取引方法」として指定する告示。**

	【法定優越とは】	【特殊指定とは】
根拠条文	独占禁止法第2条9項5号	独占禁止法第2条9項6号
適用分野	全ての事業分野	特定の事業分野
要件	一般的・抽象的な基準	業界特殊的・外形的な基準
執行の特徴	①優越的地位にあるか、②正常な商慣習に照らして不当であるか、③濫用行為といえるか、という判断要素について、個別に認定	資本金基準等により地位要件の客観的な基準や具体的な違反行為類型を定めることで、迅速かつ効果的に対処
措置	課徴金納付命令、排除措置命令、確約計画の認定、警告、注意	排除措置命令、確約計画の認定、警告、注意

【該当条文抜粋】

独占禁止法第2条9項

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

(略)

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

(略)

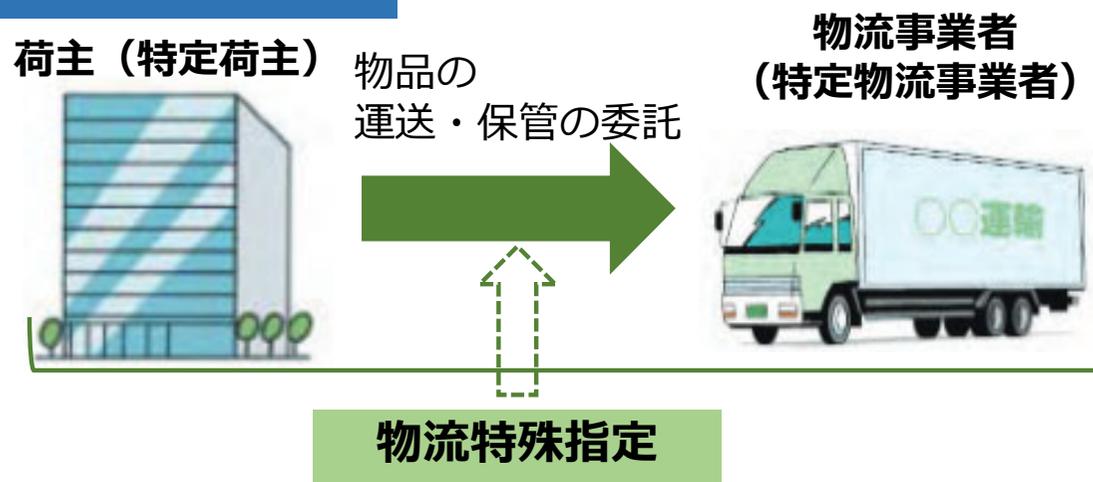
六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

(略)

【参考③】 現行の物流特殊指定について

- 正式名称：特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法
- 荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために一定の行為を独占禁止法で禁止される不公正な取引方法として指定。

【対象取引】



禁止行為

代金の支払遅延

代金の減額

買ったたき

購入・利用強制

割引困難手形の交付

不当な経済上の利益の提供要請
(例：荷役)

不当な給付内容の変更・やり直し
(例：荷待ち)

要求拒否に対する報復措置

情報提供に対する報復措置

【対象者】

(※) 取引上の地位の優劣の判断は、荷主と物流事業者の関係ごとに、取引依存度、荷主の市場における地位等を総合的に考慮

荷主（特定荷主）	物流事業者（特定物流事業者）
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下（個人事業者を含む。） （資本金 3 億円超の事業者の子会社を除く。）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下（個人事業者を含む。） （資本金 1 千万円超の事業者の子会社を除く。）
取引上の地位が優越している荷主（※）	取引上の地位が劣っている物流事業者

今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和8年3月10日	第4回企業取引研究会
3月12日	意見公募手続開始
4月14日／4月13日	特殊指定（告示）に係る公聴会開催／意見公募手続期限
6月	特殊指定（告示）・優越ガイドラインの公表
令和9年4月	特殊指定（告示）の施行

開催趣旨

- 令和6年度研究会において、知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要性について御提言いただいた。
- 骨太の方針2025において、「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。」とされた。（令和7年6月閣議決定）
- 取引環境の整備の観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討している企業取引研究会において、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、同研究会の下で、知的財産取引適正化ワーキンググループ（以下「知財WG」という。）を開催している。

構成員

<委員（五十音順）>

- 泉 克幸 関西大学総合情報学部 教授
- 鮫島 正洋 弁護士法人内田・鮫島法律事務所
代表パートナー弁護士・弁理士
- 名倉 啓太 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
- 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士【座長】
- 松田世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所
パートナー弁護士
- 松橋 卓司 株式会社メトロール代表取締役
(五十音順、敬称略)

<オブザーバー>

- 東京都知的財産総合センター
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）
- 日弁連知的財産センター
- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 日本弁理士会
- 内閣府知的財産戦略推進事務局

（参考）令和6年度研究会報告書

第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて

2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し

(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点 ウ 解決の方向性

知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなると考えられるため、具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要がある。

前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要である。

また、この問題は「ルールを作って終わり」にしてはならない。ガイドラインで示した内容が遵守されるような実効性のある取組も併せて講じていくべきである。

(参考) 閣議決定資料

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(抜粋) (令和7年6月閣議決定)

「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。」

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(抜粋) (令和7年6月閣議決定)

「中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。」

(参考) 指針策定までのイメージ

今回の実態調査を踏まえ、事務局において実態調査報告書を作成。当該調査も踏まえ、知財WGにおいて指針に関する御意見をいただき、その後、公正取引委員会・中小企業庁・特許庁の連名で指針を策定することを想定。

実態調査

実態調査報告書

指針の策定等

知財WGでの議論

知財WG報告書

知財WG報告書の概要①

- 受注者側が保有する知的財産権やノウハウが、無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる。
- サプライチェーン全体でのイノベーションの創出と持続的な成長を図る観点から、幅広い業種を対象にした実態調査を行い、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する指針の位置付け、定めるべき内容について、報告書を取りまとめた。

指針の位置付け

指針の方針

- 中小企業の競争力強化・知的財産権等に係るリテラシー向上に資する指針とするため、以下の点を踏まえた指針とすべき。
 - **業種、規模に限定のない**、知的財産権等に係る取引を行うあらゆる事業者を対象
 - **専門的な用語の整理・解説**を行い、読み手に配慮
 - **ノウハウ・データのように権利化されていないものについても対象**とし、考え方等を明示

既存の指針等との関係性の整理

- 既に、知的財産権等に関連する指針等は様々公表されているところ、これらの関係性が網羅的に整理されていない。
 - 既存の指針等の内容を引用するなど、**既存の指針等との関係性を整理**し、利活用しやすい指針を目指すべき。

(参考) 既存の指針等

- 「知的財産取引に関するガイドライン」(中小企業庁、令和3年3月公表、令和6年10月改正)
- 「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」(公正取引委員会・経済産業省、令和4年3月公表)
- 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」(公正取引委員会、令和元年6月公表)

知財WG報告書の概要②

指針の内容①（実態調査報告書との関係）

規範の対象

- 既存の実態調査報告書や指針等において、独占禁止法上の考え方は一定程度示されてきたが、その対象とする業種や分野は限定的。
- 今回の実態調査で確認した事例に基づき、業種横断な**独占禁止法、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法に係る規範を示すべき。**

類型ごとの方策等

- 「**求められる行動**」などの**在るべき取引の姿**についての記載を期待する声がある。
- 今回の実態調査で確認した事例について独占禁止法・競争政策上の考え方を整理することに加え、それらの**類型における参考にするべきポイント**など、取引上の問題解決に資する要素を示すべき。

指針の内容②（対価の設定方法について）

知財対価の分離・明確化等

- 知的財産権等の範囲や対価が契約時に明確化されておらず、その対価を適切に収受できていない。
- **知的財産権等の部分の対価と工賃について、区別して対価設定することも、選択肢の一つ**であることを示すべき。

対価設定の選択肢の拡充

- 知的財産権等の対価設定について、様々な選択肢が考えられるにもかかわらず、十分に検討されていない。
- **知的財産権等の譲渡・許諾に係る対価設定にあたり、多様な選択肢**（一時金、レベニューシェア等）があることを周知すべき。

指針の内容③（その他）

契約書・チェックリストの活用

- 既存の契約書ひな形やチェックリストについて、十分に認識がされていない。
- 指針において、**既存の契約書ひな形等を引用する**など、更なる利活用がなされる工夫が必要。

支援体制・相談窓口の明記

- 独占禁止法・知財等、様々な観点から様々な支援体制が存在し、整理する必要。
- 利用者が、類似の事案に直面した際にすぐに活用できるよう、指針において、**既存の相談窓口や支援体制について記載**すべき。

その他

近年のデータ利活用の拡大

- 近年のデータ利活用の拡大を踏まえ、IoTサービスを展開する事業者へのヒアリングを実施。
- ヒアリングでは、各事業者が収集するデータに関する取引条件を当事者間で明確化する必要性など、従来の知的財産権等に関する論点と同様の論点を確認された。

指針策定後の対応

- 指針の実効性確保のため、指針策定後の周知・活用などの取組が重要。
- 経済団体等とも連携しながら、**指針等の周知・広報に積極的に取り組む**ことが望ましい。
- **違反行為に厳正に対処**することと併せ、今後指針の遵守状況を**定期的にモニタリングし、その結果を公表する仕組み**を設けてはどうか。

【参考】知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（ポイント）①

調査の趣旨

知的財産権やノウハウは中小企業の成長の源泉、賃上げの原資確保に資するもの

- 大企業等から無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる。
- 令和元年に知的財産権やノウハウに係る実態調査及び令和2年にスタートアップの取引慣行に関する実態調査を実施したが、当該調査から一定の期間が経過しており、また、当該調査は製造業やスタートアップに限った調査であった。

→ 改めて、幅広い業種を対象に実態調査を行い、業種横断的に参照し得る独占禁止法の指針の策定や取適法の運用基準の見直しにつなげることが必要

アンケート調査の実施

アンケート調査対象：91業種40,000社（中小企業92.5%、大企業7.5%） / 回答者：6,973社（回答率17.4%）

- ① 製造業・情報通信業が回答者の大半（70.8%）
- ② 知的財産権・ノウハウ・データを保有している事業者は3,824社（54.8%）
- ③ 知的財産権等の取扱いをチェックする社内担当者や外部の専門家のいずれか又はどちらもいない事業者は1,913社（50.0%）
- ④ 納得できない内容の取引条件等を受け入れた経験がある事業者は603社（15.8%）

※ アンケート調査対象の91業種は日本標準産業分類の中分類に基づく数値。なお、①の業種別回答者の割合は同大分類に基づき取りまとめたもの。

※ ①及び②の割合は回答者（6,973社）に占める数値を、③及び④の割合は知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有している事業者（3,824社）に占める数値を記載。

ヒアリング調査の実施

ヒアリング調査対象：148件（事業者136件、事業者団体12件）

- ヒアリングで報告された71事例について類型化の上で、独占禁止法等の考え方を取りまとめ（次頁以降参照）

公正取引委員会の今後の対応

- ① 独占禁止法上問題となる行為の未然防止の観点から本報告書を広くかつ速やかに周知
- ② 本実態調査結果及び知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書の内容を基に、独占禁止法上の考え方等を示す指針を公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁の連名で策定、公表するなどの対応を行う予定
- ③ 独占禁止法違反行為に対しては厳正に対処

【参考】知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（ポイント）②

NDA (秘密保持契約)	開示要請	知的財産権の譲渡等	
NDAの締結拒否	設計図面等の開示	著作権の無償譲渡	無償ライセンス
事例1 NDAを締結するよう求めたが、取引が無くなる可能性を示唆され、NDAの締結を拒否された。 (プラスチック製品製造業)	事例16 契約内容に含まれていないにもかかわらず、設計図面データ等を無償で提供させられた。 (印刷・同関連業)	事例25 プログラムの著作権が、納品後、取引先に無償で譲渡される内容の契約書を締結させられた。 (情報サービス業)	事例28 当社が単独で取得した特許権を無償でライセンスすることを認めさせられた。 (専門サービス業)
片務的NDAの締結	工場見学等	著作権の帰属条項	著作者人格権の不行使
事例3 取引先側は当社の秘密情報を取引先のグループ会社に提供できる片務的な内容のNDAを締結させられた。 (プラスチック製品製造業)	事例19 取引先による当社の工場見学において、製造技術に係るノウハウについて詳細な質問に回答させられた。 (パルプ・紙・紙加工品製造業)	事例29 当社が動画を制作したにもかかわらず、制作した時点より、取引先に著作権が帰属する契約書を締結させられた。 (映像・音声・文字情報制作業)	事例31 取引先から著作者人格権の不行使が規定された契約の締結を要請され、修正を求めたが拒否された。 (情報サービス業)
事例5 当社だけが秘密保持義務を負う片務的な内容のNDAを締結させられた。 (食品製造業)	産業データの開示	中間成果物の譲渡	※「著作者人格権」とは、著作権法に規定する公表権（同法第18条）、氏名表示権（同法第19条）及び同一性保持権（同法第20条）をいう。著作者に専属し、著作権と異なり譲渡することができない。
	事例21 当社が保有する機械の稼働時間や時間当たりの生産性等に係るデータを無償で提供させられた。 (鉄鋼業)	事例33 制作過程で制作した絵コンテ等の中間成果物に係るデータを無償で提供させられた。 (映像・音声・文字情報制作業)	

【参考】知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（ポイント）③

知的財産権等の 対価設定	無償の技術指導等	共同研究開発等	その他
対価の一方的設定	技術指導	知的財産権の一方的帰属	共有知的財産権の不利な取扱い
<p>事例38 取引先が提示する破格な安さの対価で、著作権を譲渡させられた。 (印刷・同関連業)</p>	<p>事例48 無償で当社の製造技術に関する技術指導をさせられた。 (金属製品製造業)</p>	<p>事例60 共同研究開発で生み出された知的財産権が取引先のみ帰属する内容の契約を締結させられた。 (非鉄金属製造業)</p>	<p>事例68 取引先との共有特許について、当社は特許権を実施できない内容の契約を締結させられた。 (金属製品製造業)</p>
対価の不設定	技術検証（PoC）	名ばかり共同研究開発等	出願干渉
<p>事例45 設計図面の対価を請求することができず、協議の場を設けてもらうこともできない。 (プラスチック製品製造業)</p>	<p>事例51 システム開発に係る技術検証結果（成果物）について無償での提供を要請された。 (情報サービス業)</p>	<p>事例65 当社の技術で開発した成果物に係る知的財産権は全て取引先に帰属する内容の契約を締結させられた。 (電気機械器具製造業)</p>	<p>事例69 当社独自の発明を特許出願する旨報告したところ、共同出願にさせられた。 (化学工業)</p>
対価設定方法の一方的決定	試作品製造	成果物の利用制限／最恵待遇条件	知財訴訟等のリスク転嫁
<p>事例46 現状の著作権譲渡の対価設定方法に納得していないが、協議の場を設けてもらえない。 (専門サービス業)</p>	<p>事例52 取引先から依頼された試作品の製造に係る人件費、原材料費、設備の改修費等について負担させられた。 (食料品製造業)</p>	<p>事例66 取引先と共同研究開発した工業製品について、一定期間における独占的な供給及び最恵待遇条件での供給を内容とする契約を締結させられた。 (化学工業)</p>	<p>事例71 取引先の指示により製造した製品が第三者の特許権を侵害した場合は、当社が一方的に損害賠償責任を負う内容の契約を締結させられた。 (金属製品製造業)</p>

指針策定に向けた今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和8年2月27日	第4回知財WG
3月11日	実態調査報告書・知財WG報告書の公表
3月下旬頃	指針に係る意見公募手続開始
4月下旬頃	意見公募手続期限
6月	指針の公表